

北 九 監 第 64 号
平成 25 年 7 月 31 日

請求人 様
(記載省略)

北九州市監査委員	山 口 彰
同	廣 瀬 隆 明
同	日 野 雄 二
同	世 良 俊 明

住民監査請求について（通知）

平成25年6月19日付で地方自治法第242条第1項の規定により提出された住民監査請求については、別紙理由のとおり却下することに決定したので通知します。

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

【理由】

以下、記載省略

※ 記載省略の理由説明

今回、資源回収用保管庫の貸与、譲渡及び集団資源回収団体奨励金の交付について、北九州市職員措置請求書が提出されたが、当該請求書において、第三者の名誉を毀損するおそれのある表現があった。

このため、請求内容と請求に対する監査委員の判断が記載されている却下通知の**【理由】**は、記載しないこととした。